

甲府市公衆浴場法施行細則（平成31年規則第5号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
○甲府市公衆浴場法施行細則 平成31年3月29日 規則第5号			○甲府市公衆浴場法施行細則 平成31年3月29日 規則第5号		
第1条～第7条（略） （水質の基準）			第1条～第7条（略） （水質の基準）		
第8条（略）			第8条（略）		
2（略）			2（略）		
1～3（略）			1～3（略）		
4 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する大腸菌数の検定方法	1ミリリットル中1個以下であること。	4 大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する大腸菌群数の検定方法	1ミリリットル中1個以下であること。
5（略）			5（略）		
第9条（略） 附則			第9条（略） 附則		

(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）～第8号様式（第7条関係）（略）

(略)

第1号様式（第2条関係）～第8号様式（第7条関係）（略）